

# 「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づくユースエール認定制度をご存知ですか？

ユースエール認定制度は、若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）が、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、認定マークを広告、商品、求人広告などに使用でき、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを外的にアピールすることができます。

また、都道府県労働局やハローワークによる重点的なマッチング支援、助成金の加算措置などを受けることができます。



## ＜千葉労働局管内のユースエール認定企業一覧（平成29年2月末現在）＞

企業名	業種	常時雇用労働者数 (申請時)
アシザワ・ファインテック株式会社（習志野市）	製造業	121人
株式会社イーエスケイ（木更津市）	情報サービス業	65人
株式会社ヌーヴェルゴルフ倶楽部（大網白里市）	ゴルフ場	58人
株式会社こどもの木（浦安市）	児童福祉施設（保育園）	22人
社会福祉法人康和会（船橋市）	介護老人福祉施設	93人
アイリープロダクト株式会社（習志野市）	イベント運営事業	15人
我孫子つくし野病院（我孫子市）	医療業	70人
社会福祉法人下総会（成田市）	介護事業	88人

## ＜認定基準＞（一部抜粋）

- ・学卒求人など、若者対象の正社員の求人申し込みまたは募集を行っていること
- ・若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
- ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下又は週労働時間60時間以上の正社員割合が5%以下
- ・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上
- ・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上